

会議録

日 時	令和7年8月5日(火) 14時30分～16時05分
会 場	北広島市役所3階 3D会議室
出席委員	川村 裕樹 委員(委員長・副市長)、 小池 隆史 委員、田原 咲世 委員、天羽 浩 委員、 橋本 征紀 委員(企画部長)、阿部 泰洋 委員(市民環境部長)、 中垣 和彦 委員(建設部長)、吉田 智樹 委員(教育部長)
欠席委員	柴 清文 委員(経済部長)、
施設所管課	市民生活課、土木事務所、スポーツ振興課、社会教育課
事務局	高橋財務部長、花田契約管財課長、塚田主査、布施主任、宮本主事
傍聴人	なし
会議次第	1 開会 2 委員長挨拶 3 自己紹介 4 議事 (1) 協議事項 会議の公開について (2) 報告事項 指定管理者制度について (3) 報告事項 スケジュールについて (4) 審議事項 指定管理者募集要項(案)の審査について ・北広島市都市公園 ・きたひろサンパーク ・北広島団地住民センター及び北広島東記念館 ・北広島市ふれあい学習センター ・北広島市広葉交流センター ・北広島市体育施設等 ・北広島市住民プール 5 その他 6 閉会

1. 開会

委嘱書を交付。

次に、事務局より、北広島市公の施設に係る指定管理者の指定の手続に関する条例第12条第3項により、会議が成立していることを報告。なお、柴委員については欠席。

2. 委員長挨拶

皆さま、こんにちは。副市長の川村です。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

小池様、天羽様、田原様におかれましては、前回から引き続き、委員をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。改めて、よろしく申し上げます。

本日は12施設の内容について、これからご審議頂きます。施設数が多く、時間も長丁場になりますので、早速進めていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

会議録

3. 自己紹介

各委員及び事務局から自己紹介

4. 議事

【委員長】

本日の会議録署名委員については、「小池委員」にお願いします。
それでは、議事に移ります。

(1) 協議事項 会議の公開について

【事務局】

会議の公開・非公開の取り扱いについては、情報公開条例に基づき、会議に諮り決めることとなっています。

事務局としては、議事の(2)及び(3)については、公開して差し支えないと考えておりますが、(4)については、募集要項(案)の審査であり、「公正又は円滑な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの」、「事務事業の公正もしくは円滑な執行に著しい支障が生ずること」に該当するものと考え、非公開とすべきものと考えております。

また、10月に開催予定の選定委員会につきましては、「候補者の審査・選定」が主となり、申請団体が持つノウハウや経営・活動状況等に内容が及ぶことから、会議冒頭の報告事項の一部を除き、非公開とすべきものと考えております。

このことから、両会議とも、会議の一部を「非公開とすることができる」ものと考えております。

なお、議事録につきましては、要約筆記とし、非公開情報を除き、情報公開の対象としたいと考えております。

【委員長】

ただいま、事務局から会議の公開・非公開につきまして説明がありましたので協議したいと思えます。ご意見ございませんか。

(特になし)

【委員長】

それでは、(2)(3)の報告事項までは公開で行うこととし、(4)の募集要項(案)の審査については非公開の取扱いとします。また、10月に開催予定の選定委員会については、「指定管理者候補者の審査・選定について」の審議事項を非公開とします。

また、議事録につきましては、要約筆記の議事録とし、非公開情報を除き、情報公開の対象とします。

(2) 報告事項 指定管理者制度について

【委員長】

続きまして、指定管理者制度について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料1-1をご覧ください。

「指定管理者制度」は、公の施設の管理に民間の能力や創意工夫を取り入れることによ

会議録

り、利用者サービスの向上と効率的な管理運営を行うことを目的に平成15年9月に地方自治法の一部が改正されて創設された制度です。

本市では、この指定管理者制度を活用するにあたり、地方自治法の規定に基づき、平成17年に「公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例」を制定するとともに「指定管理者制度活用の基本方針」を策定しました。また、平成20年には「指定管理者指定手続事務取扱要綱」を策定し、指定管理者の募集方法や選定方法、指定期間、業務内容、利用料金等について規定し、本制度を活用してきているところです。

なお、「指定管理者制度活用の基本方針」については、制定後、適宜、改正してきましたが、基本方針が活用当初の考え方を示しているところもあり、現状と乖離している部分もあったことから、本年度、一部を改正しています。主な変更点としては、指定管理者制度以外にも官民連携の手法が様々あることから、とくに今後新しく管理手法を検討する場合には、それらを踏まえたうえで指定管理者制度を検討するよう位置付けています。また、「指定管理者による管理を更新する施設」の一般的な考え方を明示しています。本日の各課からの説明においても、この判断を踏まえて更新にあたる募集の審議を行うこととなります。

【委員長】

ただいま、事務局から指定管理者制度の概要および基本方針の変更点を中心に説明がありました。確認事項等ございませんか。

(特になし)

(3) 報告事項 スケジュールについて

【委員長】

続きまして、スケジュールについて、事務局より、説明をお願いします。

【事務局】

資料1-2をご覧ください。

本日の審議により、各施設の募集要項についてご審議いただき、決まりましたら、募集要項についての最終確認を行い、市ホームページ、新聞、広報誌等で指定管理者の募集を開始いたします。なお、受付期間については8月27日から9月25日までの30日間を予定しています。

事業者の応募があった場合の選定委員会の日程については、今後変更の可能性もありますが、現時点では10月29日及び10月30日の2回を予定しています。なお、選定委員会では、応募者によるプレゼンテーションを実施し、委員の皆様には審査・採点をしていただき、候補者を選定していただきます。

候補者の選定後、「指定管理者の候補者」となった旨の選定結果の通知を応募者に行います。指定管理者の指定にあたっては、北広島市議会の議決が必要なことから、第4回定例会に提案し、議会の議決を経て、指定管理者として指定します。その後、候補者に対して指定通知を行い、協定を締結し、周知のための告示を行います。

【委員長】

ただいま、事務局から指定管理者の協定締結までの大まかな流れについて、説明がありました。確認事項等ございませんか。

(特になし)

会議録

(4) 審議事項 指定管理者募集要項（案）の審査について【非公開】

5. その他

【委員長】

次に、次第の「その他」になりますが、事務局から何かありますか。

【事務局】

委員会の次回の日程についてですが、今回は各案件のプレゼンテーションを予定しており、時間を要することから 2 回開催する予定としております。変更の可能性はありますが、現時点では、第 2 回選定委員会を 10 月 29 日（水）午後、第 3 回選定委員会を 10 月 30 日（木）午後に予定しております。詳しいタイムスケジュール等につきましては決まり次第、後日、お知らせいたします。

また、委員の皆さまにお配りしている、「資料のファイル」は、本日一度回収し、次回の委員会で候補者からの申請書等の資料を加えまして、再度事前にお渡しします。

【委員長】

事務局から説明がありましたが、次回委員会の開催日程につきましては、現時点では 10 月 29 日及び 10 月 30 日のそれぞれ午後を予定しており、詳しいタイムスケジュールは後日お知らせするという事ですのでよろしいでしょうか。

～（全員了承）～

5. 閉会

【委員長】

ほかに何かなければ、これで第 1 回北広島市指定管理者候補者選定委員会を終了いたします。